

松橋支援学校高等部規則

1 礼 節

- (1) お互いに気持ちのよいあいさつや言葉遣いをする。
- (2) その場に応じた礼儀や節度ある行動をする。

2 欠席・遅刻

(1) 欠席

- ア 病気やその他の理由でやむを得ず欠席する場合は、必ず保護者が早めに学校に連絡する。
- イ 忌引きの期間は次のとおりとする。

父母=7日間

祖父母=3日間

兄弟姉妹=3日間

伯父・伯母・叔父・叔母=1日間

(2) 遅刻

- 病気やその他の理由でやむを得ず遅刻をする場合は、必ず保護者が早めに学校に連絡する。

3 服装・所持品

- (1) 通学時は学校指定の制服または標準服を着用する。
ただし、やむを得ない場合は学級担任に届け出て、許可を得ることとする。
- (2) 制服の移行期間は、その時の気候や個々の生徒の体調等に応じて考慮する。
- (3) 制服で登下校時は必ずネクタイやリボンを着用することとする。授業中は外しても良い。
- (4) ベルトを着用する際、その色は黒・紺・茶色とする。
- (5) 清潔な身なりを心がける。制服のシャツの下に着用する下着（Tシャツ）の色は服に透けない目立たない色とする。

- (6) ピアス、スカーフ、マニキュア、ネックレス、指輪等、学習に必要な装飾品やアクセサリーは禁止する。
- (7) 頭髪は常に清潔にし、学習の邪魔にならないように整える。進学や就職の面接、現場実習等を意識した髪型を普段からしておくこと。
- (8) 通学用バックや冬用の防寒服は、華美にならないものを用意する。
- (9) 携帯電話（スマートフォン等）、ポータブル音楽再生機器等は、学校敷地内での使用を禁止する。
- (10) 必要以上の金銭を持ち込まない。また、寄宿舎生については、寄宿舎に預け、帰省時に受け取る。
- (11) 刃物やその他の危険物は所持を禁止する。

4 その他

- (1) 外出するときには、必ず行き先や帰宅予定時間を家族に伝える。
- (2) 以下の行為を禁止する。
 - ア 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力、脅迫行為、いじめ。
 - イ 遊技場（パチンコ・ゲームセンター）等、風紀上問題のある場所への立ち入り。
 - ウ カラオケへの入場。ただし、保護者同伴の場合に限り、午後9時までとする。
 - エ 違法行為及び違反行為。
- (3) 交際は、節度を守り、健全なものであること。
- (4) 携帯電話（スマートフォン等）やインターネットについては、保護者の責任のもと節度を持って利用する。SNS等への相手の個人情報・誹謗中傷する内容の書き込みは禁止する。

5 特別指導

- (1) 規則に反した場合は、特別指導を行う。
- (2) 特別指導中は、他の生徒とは別に活動する。生活支援部と担任、学部主事で検討し

た内容に基づいて振り返りや活動を行い、自分の行動が反省できるようにする。

(3) 特別指導の内容や期間については、違反の軽重や反省の様子等に応じて、生活支援部と担任、学部主事で検討し隨時管理職に報告する。それを受け、校長が決定する。

6 交通に関する諸規定

(1) 自転車通学について

ア　自転車通学を希望する生徒は、通学届により申請しなければならない。

イ　許可については、交通機関の有無、通学距離、地形の状況、生徒の様子を考慮し、慎重に審議する。

ウ　通学は交通規則を守る。特に、自転車の並進、二人乗り、傘さし運転、携帯電話をしながらの運転、ハブステップの取り付け等、交通事故に結び付くような行為は厳重指導する。

エ　通学届を受理された生徒であっても、交通規則及び本校の規定が守られず、自転車安全点検を怠り、運転に不適当と思われた生徒、生活面に問題がある生徒については、自転車通学を禁止する場合もある。

オ　自転車の貸借等は禁止する。

(2) 原付免許証について

ア　原付免許試験を受験希望するときは、保護者連名の受験許可願を提出し、学校長の承認を受ける。原付免許証を希望する理由、交通機関の有無、学習状況、出席状況や生徒の心身の状況等を考え、慎重に審議する。

イ　原付免許の取得については、3年生の後期現場実習以降とする。免許証の管理については保護者責任とする。

ウ　学校から受験許可を受けた生徒は、長期休業日を利用して受験する。

エ　免許証を取得した生徒に対しては、保護者にも来校のうえ、責任等について面談を行う。

オ　免許証を取得した生徒は必ず保護者同伴で運転練習を行うものとし、一人で運転することは禁止する。

カ　学校に無許可で免許証を取得したり、学校を休んで受験をし、免許証を取得した

りした場合、原付バイクでの通学をした場合は特別指導の対象とする。

(3) 自動車免許について

ア 自動車学校入校は後期現場実習以降とする。

イ 自動車免許証を取得するために、自動車学校に入校する生徒は、保護者連名の自動車学校入校許可願を提出し、承認を受ける。学習状況、出席状況、進路の状況、心身の健康状態、生活の様子、経済面等を考え、慎重に審議する。

ウ 自動車学校入校許可願を提出せずに自動車学校に通った場合は、個別指導の対象とし、卒業まで自動車学校通学を禁止する。

エ 自動車学校に通う生徒については、授業や就業体験(現場実習)等の支障とならないようにする。また、寄宿舎の生徒については、寄宿舎との連携を十分に行う。

オ 就業体験(現場実習)中の講習及び仮免等の検定受検は認めない。

カ 本免受験は卒業式の翌日以降とする。また、自動車学校入校許可願を提出せずに取得した場合は、特別指導の対象とし、免許証は卒業まで学校で預かる。

キ 自動車学校のために学校の無断欠席や就業体験(現場実習)の欠勤があった場合は、特別指導の対象とし、自動車学校通学を禁止する場合もある。

7 アルバイトについて

長期休業中で、諸事情によりやむを得ずアルバイトを必要とする場合、学級担任と相談のうえ、所定の様式により願い出ること。なお、課業期間中は、学業を優先するため原則禁止とする。

(1) 学校教育法、児童福祉法、労働基準法、風俗営業法等に照らし合わせ、アルバイト先を学部会、生活支援部で協議・検討・判断し、校長の決裁の後に許可する。

(2) アルバイトの前に、学校生活が優先であり、松橋支援学校の生徒としてふさわしい責任ある行動をとる。

(3) 仕事内容、就業場所、始業・終業時刻、通勤方法、報酬、事故の際の保険、休憩時間・休日、服装等の細部にわたり雇用者、生徒、保護者の間で連絡を密にすること。

(4) アルバイトは、出退勤時も含め、全てにおいて保護者の責任のもとで行うものとし、事故等について学校は関知しない。但し、何かあった場合は、必ず保護者は学校（担

- 任) へ報告する。
- (5) 時刻は、午前8時から午後5時までとする。
- 長期休業中における期間は、原則として夏季休業中が21日(3週間)、冬季及び春季休業中が10日間以内とする。ただし、特別な場合があれば別途検討する。
- (6) 夜間や住み込みのアルバイトは禁止する。
- (7) アルバイト先の範囲は、原則として居住地の近隣とすること。
- (8) 緊急かつ短期間のものであっても必ず許可願を提出すること。
- (9) 事後の金銭の使途について十分配慮すること。特に、アルバイトで得た金銭については、保護者が責任を持って管理し、目的以外で使用しないようにする。
- (10) アルバイト期間中に事故が発生することも予測されるため、雇用者、生徒、保護者間で十分納得のいく話し合いをしておくこと。
- (11) 本校で定めるアルバイト規則に反する場合は、特別指導の対象とする。

附則

令和3年度 一部改正
令和4年度 一部改正
令和5年度 一部改正
令和6年度 一部改正